

旭川市女性就職支援事業補助金を 活用しませんか

女性の就労機会を拡充するため、企業等が求職者に対し行う企業説明会や面接会、企業見学会、パンフレット製作等の事業に対し、経費の一部を補助しています。

働きたい女性を支援する事業の実施に、ぜひご活用ください。



★補助対象事業★

旭川市内の各種業界団体や企業等が広く求職者を対象として実施する、企業とのマッチングに関する事業（企業説明会、面接会等）又は業界や企業等に対する理解を深める機会（企業見学会、パンフレット製作等）を提供する事業で、女性の就労機会の拡大に資する新たな企画・取り組みを含むもの。（第三者から委託を受けて行う事業、国・北海道・旭川市から他の補助金や負担金等の交付を受ける事業は対象外）

★補助対象経費★

対象事業の実施に係る会場費、広告宣伝費、配布物作成費（新たに作成し無料配布する場合に限る）、外部講師の謝礼及び招へい旅費、委託料

※事業の実施に直接必要と認められない経費を除く



★補助金額★

補助対象経費の1/2以内で、10万円を限度（千円未満切り捨て）

★留意事項★

- ・対象事業実施1か月前までに下記問い合わせ先へ所定の様式により申請してください。（交付決定については書面で通知）
- ・事業終了後2か月以内に所定の様式により事業報告書を提出してください。
- ・当該年度の予算がなくなった時点で補助金交付申請の受付は終了します。

詳しい内容や旭川市女性就職支援事業補助金交付要綱及び様式は、旭川市ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

旭川市 経済観光部 経済総務課 雇用労政係
〒070-8525

旭川市6条通10丁目旭川市役所第三庁舎3階

TEL：0166-25-7152

FAX：0166-26-7093

HP：[旭川女性就職支援事業](#) で検索

お問い合わせは
お気軽にどうぞ！

